

# 児童



## 児童文化センター

224 2548

### クラブ員募集

児童文化センターには、合唱



団や演劇など年間を通して活動しているクラブなどがあります。そのクラブ員・団員を、左表のとおり募集します。なお、少年少女発明クラブは、九月に募集を行います。

プラネタリウムのお休み  
三月二十六日 から二十八日まで、点検整備のため、プラネタリウムの投映を休止します。

まえばし幼稚園に  
幼児教育センター  
四月一日、幼児教育センターが若宮町四丁目（現若宮幼稚園）に開所します。これは未就

児童文化センター平成15年度クラブなど					
クラブ名	日時	対象・内容	参加費	申し込み	
合唱団	ジュニアクラス	毎週日曜、午前9時～11時	小3～中2、人数制限なし。二部・三部合唱練習、合宿、発表会、音楽会などの出席	無料。ただし、保護者会費として前期・後期各3,000円	随時。ただし、入団式4月13日
	シニアクラス	毎月土曜2回、午後6時～8時	中学・高校生、人数制限なし。合唱練習、発表会への出席	無料	随時
ジュニアオーケストラ	第1・第3日曜、午後1時30分～3時30分	小1～高3、人数制限なし。演奏経験者、弦楽器は個人持ち。バイオリン初心者は問い合わせ。弦楽器を中心とした管弦楽合奏	無料。ただし、保護者会費として前期・後期各2,000円	随時。ただし、入団式4月13日	
演劇クラブ	隔週日曜、午前9時～正午	小1～高3、人数制限なし。演劇の基本、公演、発表会などへの出演	無料。ただし、保護者会費として前期・後期各3,000円	随時	
子ども環境冒険隊	第4土曜、午前9時～午後3時	小4～中2、30人（抽選。年間を通して活動できる人）。河川の生き物調べや登山など、自然に親しむ活動やその事後活動、エコクラブ交流会	無料（教材費は実費負担）	4月12日（必着）までに往復八ガキで。4月13日午前10時に公開抽選を実施	
宇宙クラブ	第3土曜、5月～9月は午後7時～9時、10月～4月は午後6時～8時	小4～中3、24人（抽選。年間を通して活動できる人）。季節の星座、太陽系や銀河系の学習、天体望遠鏡での観測など		4月26日（必着）までに往復八ガキで。4月27日午前10時に公開抽選を実施	
理科クラブ	6月～11月の毎月日曜1回、午後1時～3時	小5～中3、20人（抽選。年間を通して活動できる人）。おもしろ科学実験や工作など	無料（教材費は実費負担）	4月26日（必着）までに往復八ガキで。4月27日午前10時に公開抽選を実施	
パソコンクラブ	6月～10月の毎月土曜2回、午前9時～11時	小5～中3、20人（抽選。年間を通して活動できる人）。パソコンを使った画像作りやホームページの作成など高度な処理を目指す			
英会話クラブ	6月～11月の毎月土曜2回、午前9時～11時	小5～中3、25人（抽選。年間を通して活動できる人）。会話練習などを通して日常使う英会話の基礎や外国の文化を学ぶ			
美術クラブ	5月～11月の毎月土曜1回、午後1時～3時	小4～中3、20人（抽選。年間を通して活動できる人）。絵画、デザインなどの創造活動や造形活動など			

演劇クラブのみ、臨江閣または中央公民館などで行います。  
子ども環境冒険隊から図工クラブまでの申し込みは、往復八ガキにクラブ名・住所・氏名（ふりがな）・学校名・学年・電話番号を明記し、〒371 0013前橋市西片貝町五丁目7・児童文化センターへ

学児の子育て相談、幼児教育関係者の研修などを行う施設。まえばし幼稚園と併設です。

なお、現在総合教育プラザで行われている幼児教室・幼児相談は、四月からは同センターで行われます。

問い合わせは三月三十一日までは学校指導課 8905  
866、四月一日からは同センター 2101234へ。

子ども向けの  
楽しい映画を上映  
日時 3月28日 午後2時 会場 総合教育プラザ 内容「スチュアート・リトル」(日本語吹き替え版) 問い合わせ 視聴覚ライブラリー 2309094

# 年金



## 第3号被保険者 届け出はお早めに

国民年金の第3号被保険者は、二十歳以上六十歳未満で、厚生年金保険や共済組合に加入して



## 高校生企画の チャリティーイベント

市内の高校生が中心になって「地域、社会そして世界に貢献すること」を目的としたイベントを開催。チャリティーバザー、発展途上国などに関する展示、ボランティア活動や部活動の発表などを行います。

日時 3月22日 午前11時～午後4時 会場 県庁市民広場

問い合わせはぐんままほかばかマーケットinまえばし実行委員会（前高生徒会内） 232 1155へ。

いる人（第3号被保険者）に扶養されている配偶者が該当します。結婚・退職などで第2号被保険者となったときは、配偶者の勤務先へ届け出を、事業主を経由して、社会保険事務所への届け出となります。

第3号被保険者の保険料は、第2号被保険者が加入している年金制度が負担するため、本人が納める必要はありません。ただし、届け出をしないと第3号被保険者として扱われませんので注意してください。

問い合わせは前橋社会保険事務所 231 1705へ。